

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 8 月30日
【届出者の氏名又は名称】	ブルーホライゾン合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号 EPコンサルティングサービス内
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 (6438) 4222
【事務連絡者氏名】	岩元龍彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ブルーホライゾン合同会社 (東京都港区西新橋一丁目 2 番 9 号 EPコンサルティングサービス内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ブルーホライゾン合同会社をいい、「対象者」とは、ニッシン債権回収株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の記載において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

ニッシン債権回収株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

(注) 対象者は普通株式以外に、本書提出日現在において第1回第一種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)20,000株を発行していますが、本優先株式は議決権のない株式であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式であるため、法第27条の2第1項及び令第6条第1項に定める株券等に含まれない有価証券を規定した府令第2条第1号に該当し、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象となりません。また、本優先株式は、本書提出日現在においてすべて公開買付者が保有しております。したがって、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はいたしません。

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の株式及び対象者に対する貸付債権を取得及び保有することを主たる目的として平成23年9月に設立され、本書提出日現在、Fortress Investment Group LLC(以下「FIG」といい、公開買付者、FIG及びその関連者を総称して「フォートレス」といいます。)の関連会社であり、フォートレスが間接的にその持分全部を保有するトレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー及びトレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシーが、公開買付者の持分全部を保有しております。

また、公開買付者に対しては匿名組合契約に基づきフォートレス及びセブンシーズアドバイザーズ株式会社(以下「セブンシーズアドバイザーズ」といい、セブンシーズアドバイザーズ及びその関連法人を総称して「セブンシーズ」といいます。)が自ら又はその関係会社を通じて資金拠出しており、本書提出日現在、フォートレスとセブンシーズの資金拠出割合は、それぞれ99%及び1%(それぞれ、小数点以下切り捨て)となります。

FIGは、平成24年3月31日現在における運用資産額が464億ドル(1ドル当たり79.36円で換算した場合、日本円で約3.68兆円)に達するグローバルな投資運用会社です。FIGは、平成10年に設立され、平成19年2月にニューヨーク証券取引所に株式公開を行い、米国初の上場オルタナティブ投資運用会社になりました。フォートレスは、米国ニューヨークに本拠を有し、世界各国において、約900人に及ぶ従業員を擁しており、フォートレスの関係法人は、東京、シンガポール、ダラス、フランクフルト、ロンドン、ロサンゼルス、ニューケーナン、フィラデルフィア、ローマ、サンフランシスコ及びシドニーに拠点を有しております。フォートレスは、世界中で現在に至るまで総額500億ドル超の不動産及び不動産関連投資を行ってきました。平成24年3月31日現在、フォートレスはそのクレジット及び不動産ファンドにおいて、120億ドル超の資産を運用しており、これらファンドは平成22年に第三者から35億ドル超の資金を調達しました。

セブンシーズアドバイザーズは、1990年代後半より、日本において不良債権・不動産・企業再生関連投資に長年携わっていたメンバーを中心として、平成21年に設立された投資アドバイザーズ会社です。メンバーは、案件の発掘、投資対象資産の評価から、クローリング、アセットマネジメントまで豊富な知識・経験を備えております。出口戦略においては、単純な回収のみならず、再生を前提とした業務改善・新規案件獲得支援、スポンサーとしての主導的な役割を担うなど、様々な形での事業再生を企画・実行してきた経験を有しております。

また、事業会社株式に対する投資、実物不動産に対する投資・バリューアップ、開示債権の証券化等、様々なアセットタイプ、ポートフォリオ、ストラクチャー案件について幅広い経験を有したメンバーによって構成されており、業界関係者、金融機関、法曹界など幅広い人的ネットワークを有しております。

公開買付者は、公開買付者と対象者との間で平成24年7月20日付で締結されたスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。概要については、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「本スポンサー契約の概要」をご参照ください。）に基づく対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の筆頭株主であった株式会社インデックス（以下「インデックス」といいます。）、CBSフィナンシャルサービス株式会社（以下「CBSフィナンシャルサービス」といいます。）、NISグループ株式会社（以下「NISグループ」といいます。）、株式会社ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ（以下「ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ」といいます。）、株式会社関西フィナンシャル・ポート（以下「関西フィナンシャル・ポート」といいます。）、株式会社NISリアルエステート（以下「NISリアルエステート」といいます。）、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）及びSPARTA1合同会社（以下「SPARTA1」といいます。インデックス、CBSフィナンシャルサービス、NISグループ、ジャパン・ファイナンシャル・ソリューションズ、関西フィナンシャル・ポート、NISリアルエステート、整理回収機構及びSPARTA1を総称して「第一回公開買付応募株主」といいます。）が所有していた対象者普通株式の取得を目的として、平成24年7月23日から平成24年8月17日までを買付け等の期間、買付け等の価格（以下「第一回公開買付価格」といいます。）を442円とする公開買付け（以下「第一回公開買付け」といいます。）を行い、その結果、本書提出日現在において対象者普通株式1,404,660株（対象者の第12期第1四半期報告書（平成24年8月14日提出）に記載された平成24年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（1,712,440株）に占める割合（以下「株式保有割合」といいます。）にして82.03%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株式保有割合の記載について同じ。））を所有するに至っております。

今般、公開買付者は、本取引の一環として、第一回公開買付けにより取得した対象者普通株式を除く対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、第一回公開買付価格（442円）より高い価格である575円を買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）とする本公開買付けを実施いたします。本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けによって、対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、本公開買付け成立後に、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得するための手続（以下「本普通株式全部取得手続」といいます。）を行い、対象者を公開買付者の100%子会社とする予定です。

なお、対象者が平成24年8月29日に公表した「ブルーホライゾン合同会社による当社普通株式に対する公開買付け（第二回）に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年8月29日開催の取締役会において、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮した上で、第一回公開買付け開始に当たっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明すべきであること、及び、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです（対象者における決議方法の詳細は、下記「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「取締役及び利害関係を有しない監査役全員の承認」をご参照ください。）。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者の概要

対象者は、株式会社ニッシン（当時、平成18年10月に「NISグループ株式会社」に商号変更、現・NISグループ。）の全額出資子会社として、平成13年7月に設立され、同年10月に債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号、その後の改正を含みます。）第3条に基づく法務大臣による許可を受け、同法に基づく債権管理回収業を主たる事業として展開しているとのことです。

対象者におけるスポンサー選定の経緯及び公開買付者における本取引の実施を決定するに至った経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、総合金融サービスを提供するNISグループより債権管理回収のノウハウ・人材を承継する形で平成13年に設立され、バブル崩壊に伴って発生した金融機関の抱える不良債権を取り扱うことにより、順調に業務を拡大し、平成16年9月、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）に株式を上場するに至ったとのことです。

しかしながら、その後、経済情勢の回復傾向等により不良債権市場が縮小する一方、債権管理回収会社は増加し、対象者を取り巻く競争環境が熾烈化するとともに、平成18年頃からの不動産価格の上昇に伴う不動産担保付債権価格の高騰、その後のいわゆるサブパフォーミングローンの増加に伴う回収の長期化、平成20年以降のサブプライムローン問題（いわゆるリーマンショック）に端を発する不動産市況の急激な悪化並びに世界的な金融市場の混乱及び信用収縮を受け、対象者の業績は著しく悪化するとともに、資金繰りも次第に逼迫するようになったとのことです。そのため、平成20年12月、対象者はNISグループとともに日本振興銀行株式会社（以下「IBJ」といいます。）を中心とする中小企業振興ネットワークに参加し、IBJの支援の下で再建を図ることとなったとのことです。このような経緯により、IBJは、対象者のメインバンクとなり、対象者グループ（対象者並びに対象者の子会社及び関連会社をいいます。以下同じ。）の資金調達はIBJに完全に依存することとなったとのことです。

ところが、IBJは、平成22年5月に金融庁による行政処分を受け、同年9月に経営破綻するに至ったとのことです。これにより、IBJに完全に依存していた対象者グループの資金繰りは急速に悪化するとともに、財務基盤は極めて不安定な状態となったとのことです。また、対象者の営業面においても、行政処分を受けたIBJが対象者の実質的なスポンサーであったことから、重大な悪影響を受けることとなったとのことです。

対象者は、IBJ破綻以降、対象者グループの今後の経営について多面的な検討を重ね、また平成23年5月に、IBJの所有する対象者普通株式及び対象者に対する貸付債権が、整理回収機構に譲渡されて以降は、整理回収機構との間でも対象者グループの経営の立て直し策を協議してきましたが、対象者として最大限の自助努力を尽くしたとしても、単独での事業の立て直しは困難との結論に至り、新たに対象者グループのスポンサーを招聘し当該スポンサーのもとで再生を図るべく、平成23年8月頃からスポンサー選定のための入札手続を実施したとのことです。

当該入札手続においては、各入札候補者によって対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスが実施され、フォートレスの意向を受けたセブンシーズを含む7社が応札したとのことです。対象者は、各社からの提案内容及び資金決済能力を総合的に検討した結果、フォートレスのグローバルな不動産投資、不動産関連投資及び債権投資の実績や、セブンシーズアドバイザーズの日本における長年の投資実績及びアドバイザーとしての経験を高く評価し、これらの会社が資金拠出を行う公開買付者は、対象者グループのスポンサーとしてふさわしいと考えるに至ったとのことです。また、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及びることを回避しつつ、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくこと、また短期的に予想されるリスクにとらわれず、公開買付者の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持・回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断し、平成24年7月20日付で公開買付者との間で本スポンサー契約を締結することとしたとのことです（本スポンサー契約の概要については、後記「本スポンサー契約の概要」をご参照ください。）。

他方、公開買付者は、本スポンサー契約締結に先立つ平成23年10月頃、対象者に対して、本取引についての提案を行い、対象者及び対象者が起用したファイナンシャル・アドバイザーである株式会社コーポレートディレクション（以下「CDI」といいます。）との間で、本取引の実施の是非及び条件等（本公開買付けの買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました。このような協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成24年7月20日、本スポンサー契約を締結し、本公開買付けを含む本取引を実施することを決定し、平成24年7月23日から平成24年8月17日までを買付け等の期間として第一回公開買付けを実施した後、平成24年8月29日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

本スポンサー契約の概要

上記のとおり、本公開買付けを含む本取引は、本スポンサー契約に基づいて行われます。

本スポンサー契約は、対象者の事業価値の維持・最大化等を基本理念として、公開買付者が、対象者グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に対象者の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて対象者の発行済普通株式の全部を取得すること、対象者が公開買付者を対象者グループのスポンサーとすることを前提とした対象者グループの再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）を策定し、当該計画の対象となる対象者の主要な金融債権者から本再生計画案への同意を平成24年7月20日付で取得すること等を骨子とするものです。

本スポンサー契約には、第一回公開買付け及び本公開買付けに関する以下の合意が含まれております。

- (i) 対象者が、対象者の取締役会において、対象者の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む、但し、利益相反の疑いを回避するため、社外監査役松本健吾氏は除く。）の全会一致の賛成により、第一回公開買付けに賛同する旨の意見を表明する。また、対象者は、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同し、かかる賛同を撤回しない。
- (ii) 対象者は、公開買付者による第一回公開買付け及び本公開買付けの開始及び完了に向け、最大限協力する。

また、本スポンサー契約には、上記のほか、以下に規定する内容の合意が含まれております。

- (iii) 本公開買付けが成立した場合において、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかったときは、対象者は、普通株式及び本優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいう、以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」という。）を平成24年12月を目処として開催し、上記乃至 を上程し、かつ、上記 の定款一部変更を付議議案に含む普通株主及び本優先株式の株主による各種類株主総会（以下、総称して「本種類株主総会」という。）を本株主総会の開催日に開催し、上記 を上程する。公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会のうち議決権を有するものについて、それぞれ上記各議案に賛成する。
- (iv) 公開買付者は、第一回公開買付けの終了後、対象者が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、今後の対象者の新規事業展開や市中金融機関からの借入れの返済等を目的とした対象者の資金調達のための調整について、商業上合理的な努力をする。
- (v) 公開買付者は、対象者が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、対象者の要望がある場合、ビジネス機会に関する情報の供与その他の方法により、対象者に対して再生のための業務上の支援を商業上合理的な範囲にて行う。
- (vi) 公開買付者は、対象者の議決権の過半数を有する限り、対象者の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する。

(vii)対象者は、本公開買付けの決済日後直ちに（但し、第一回公開買付けが成立した場合において本公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、対象者の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する。

(viii)公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる。

本再生計画の概要

上記のとおり、本スポンサー契約は、対象者が公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選定すること、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて対象者の発行済株式の全てを取得することのほか、対象者が、本再生計画案を策定することを内容としています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本再生計画案の対象となる対象者の主要な金融債権者に対して本再生計画案を提示し、平成24年7月20日付で当該計画の対象となる対象者の主要な金融債権者全員から、当該計画案に対する同意を取得しており、本再生計画案は再生計画（以下「本再生計画」といいます。）として成立しているとのことです。

本再生計画は、公開買付者を対象者グループのスポンサーとするスポンサー支援型の再生計画であり、公開買付者が、第一回公開買付け及び本公開買付け等の手続を通じて、対象者を公開買付者の100%子会社とすること、並びに、第一回公開買付けの成立を停止条件として、(a)対象者の金融債権者（但し、担保により債権全額が保全される債権者を除きます。）の有する債権を公開買付者が譲り受けること、(b)整理回収機構が対象者の連結子会社である有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツに対して有する、主債務者をターンアラウンド債権回収株式会社とする保証債務履行請求権について、有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツが整理回収機構に対して一定額を支払うことを条件として解除すること、及び、(c)SPARTA1が保有する本優先株式20,000株を公開買付者が譲り受けること、並びに、レオアセットマネジメント株式会社及び中小企業飲食機構株式会社が保有する、対象者の連結子会社である株式会社西新宿投資2号に対する匿名組合出資に係る一切の権利を対象者が譲り受けること等を骨子としているとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、第一回公開買付けは成立していることから、本再生計画に従い、上記（a）乃至(c)及び に記載された各取引は平成24年8月24日付で実行されているとのことです。また、公開買付者は、対象者の事業の状況や経済環境等に鑑み、公開買付者の裁量により、本再生計画に基づき取得した債権の一部についてのリスケジュール・債権放棄等の対象者に対する金融支援を将来的に行う可能性があります。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び対象者は、本スポンサー契約において、(i)公開買付者は、対象者の議決権の過半数を有する限り、対象者の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する旨、(ii)対象者は、本公開買付けの決済日後直ちに（但し、第一回公開買付けが成立した場合において本公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、対象者の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する旨、(iii)公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる旨、合意しております。

また、公開買付者は、今後対象者において作成する予定の対象者の事業計画等が公開買付者にとって満足のいくものである場合、対象者グループに在籍している従業員全員の雇用を原則として第一回公開買付け完了後3年間維持し、かつ従業員の処遇については現行レベルを維持する予定です。

公開買付者は、対象者をして、対象者グループが有する債権の回収を最大限に行うことによって、対象者の企業価値を最大化すべく、商業上合理的な努力を行わせ、また、対象者との間で、潜在的シナジー効果を特定・実現するための最良の方法につき、誠実に協議する意向です。たとえば、公開買付者の関係会社及びこれらの運用するファンドが、日本において今後もローンを含む様々な種類の資産についての投資活動を積極的に行う場合において、対象者が関連ポートフォリオに係るサービサー会社又は投資ピークルとして適切であり、かつ、取引条件、その他諸般の状況を踏まえ適切であると公開買付者が判断した場合、公開買付者は、対象者グループの再生を支援するため、対象者をサービサー会社又は投資ピークルとして起用する意向です。

優先株式の取得

なお、対象者は、本書提出日現在、本優先株式20,000株を発行していますが、上記「本再生計画の概要」に記載のとおり、公開買付者は、SPARTA1との間で、平成24年7月20日付で、SPARTA1が所有する本優先株式の全部（20,000株）を公開買付者が有償で譲り受ける旨の契約を締結し、SPARTA1が所有する本優先株式の全部を、平成24年8月24日に取得いたしました。これにより、公開買付者は、対象者が本書提出日現在発行する本優先株式の全部を所有いたしました。本優先株式は、議決権のない株式であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式であり、その譲渡価格は、SPARTA1との間の交渉の結果決定され、かつ、第一回公開買付け及び本公開買付けとは別に、SPARTA1との間の契約に基づくもので、また、整理回収機構その他の対象者の主要な金融債権者全員の承諾を得て最終的に確定したものであり、SPARTA1を不当に優遇するものではありません。

(3) 本公開買付価格の決定

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で442円、456円及び508円、小数点以下四捨五入。）及び直近の市場株価（第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の終値541円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、さらには過去5年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、平成24年7月20日、最終的に本公開買付価格を575円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格575円は、第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となるものの、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して25.8%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して12.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本書提出日の前取引日である平成24年8月29日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値の572円に対して0.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、第一回公開買付けにおいて対象者の大株主であった第一回公開買付応募株主が公開買付者と応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があったこと、及び、後記「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり対象者普通株式について上場廃止となる可能性があることを踏まえ、第一回公開買付価格及び本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性の担保、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、第一回公開買付け及び本公開買付けに対する意見表明を決議するにあたって、主に以下のような措置を実施したとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、第一回公開買付け及び本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者から提示された第一回公開買付け価格及び本公開買付け価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、霞が関監査法人より、平成24年7月19日に株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。

株式価値算定書において、霞が関監査法人が用いた手法は、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の1株当たりの価値算定結果は以下のとおりとのことです。また、対象者取締役会は、平成24年8月29日開催の取締役会において、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮したが、株式価値算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、株式価値算定書は引き続き有効であると考えているとのことです。

市場株価法：442円～634円

DCF法：0円～370円

市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、算定基準日時点における対象者の評価額を最も客観的かつ公正に表すものと考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日として、算定基準日の終値（541円）及び売買高加重平均値（634円）並びに算定基準日時点までの対象者の普通株式の過去1ヶ月間における終値平均値442円及び売買高加重平均値542円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値を442円～634円と算定したとのことです。なお、対象者の株価は算定基準日時点から4ヶ月～3ヶ月前頃の期間において投資家の思惑により乱高下しており、その影響を排除する観点から、株価算定期間として1ヶ月を採用しているとのことです。

DCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、事業継続を前提とした場合の価値評価を行う上で最も適切な手法の一つと考え、採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を0円～370円と算定したとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

独立した社外監査役の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年7月9日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、(イ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の目的が公正なものといえるか、(ロ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性は確保されているか、(ハ)第一回公開買付け及び本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛同意見を表明することは妥当か、(ニ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問したとのことです。なお、対象者の社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、かかる諮問の対象とはしていないとのことです。

池田氏は、上記諮問事項について対象者から公開買付者の提案内容、具体的には、本取引の目的、第一回公開買付け及び本公開買付けの諸条件及び後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等、その他本取引の背景等に関することについて説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の諸条件につき検討を行ったとのことです。また、対象者及び霞が関監査法人から、株式価値算定書の内容について説明を受け、その合理性を検討したとのことです。さらに、対象者より、公開買付者、第一回公開買付応募株主及び第一回公開買付応募株主の保有していた対象者普通株式に設定されていた担保権に係る担保権者（以下「本担保権者」といいます。）との交渉状況等を聴取することにより、意思決定に至る手続の適正性を検討したとのことです。また、西村あさひ法律事務所から、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けているとのことです。

池田氏は、以上の経緯のもとで、上記諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討した結果、平成24年7月20日に、対象者に対し、(イ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引については、公開買付者を対象者グループのスポンサーに選定することを前提として、同社が対象者の100%親会社になることによって対象者グループの事業再生の早期実現につながり、もって対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的が公正である、(ロ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の取引条件は公正である、(ハ)第一回公開買付けは、上記(イ)のとおりその目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、対象者としてこれに賛同することには合理性があると認められる、もっとも第一回公開買付価格(普通株式1株当たり442円)の妥当性については、第一回公開買付価格は、最終的には公開買付者及び第一回公開買付応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、第一回公開買付価格は、第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い本公開買付価格(普通株式1株当たり575円)を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、対象者として意見を留保すべきである、また、本公開買付けが実施される場合には、上記(イ)のとおりかかる本公開買付けについても目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、対象者の意見書提出時点の状況に基づく判断として、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同することには合理性があると認められる、もっとも、本公開買付価格は第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントを行った金額となることから、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付価格の妥当性に関しては対象者として意見を留保すべきである、(二)(a)後記「本取引の実施における少数株主の利益への配慮」に記載しているとおり、本取引は、公開買付者において第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けを実施する予定である旨を明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であること、本公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することに特段不合理な点はないと判断されること、本普通株式全部取得手続において裁判所の判断を仰ぐ機会が認められていることなど、本取引を構成する第一回公開買付け、本公開買付け及び本公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体の内容を踏まえると、本取引においては公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに、(b)本公開買付価格575円について、第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントを行った価格となるものの、本公開買付価格575円は、上記露が関監査法人の株式価値算定結果の範囲内であり、かつ同監査法人によるDCF法による株式価値算定結果の上限値である370円に対して55.4%のプレミアムを加えた価格であること、また、直近の一定期間、具体的には、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値452円(小数点以下四捨五入)に対して27.2%(小数点以下第二位四捨五入)、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値457円(小数点以下四捨五入)に対して25.8%(小数点以下第二位四捨五入)、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値510円(小数点以下四捨五入)に対して12.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額に、それぞれなることを踏まえると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする意見書を提出しているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者は、独立した社外監査役である池田氏による意見書提出後、同意見書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同意見書についても、引き続き有効であると考えているとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

取締役及び利害関係を有しない監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年7月20日開催の取締役会において、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者におけるスポンサー選定の経緯及び公開買付けにおける本取引の実施を決定するに至った経緯」に記載したような対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、不良債権市場が縮小し他社との競合が一段と激しくなる中、対象者存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を迅速かつ効果的に進めていくには、公開買付けとのより強力な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と実行、並びに機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断したとのことです。これに加えて、対象者は、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えているとのことです。

また、対象者は、後記「(6) 上場廃止となる見込み及びその理由」記載のとおり、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者は上場廃止となった場合には、これに伴い、株式市場からの柔軟な資金調達や株式を上場していることに伴う信用といった利益を享受することができなくなる等の不利益を被るものの、本取引が実施されることにより対象者の得ることのできる利益が、本取引が実施されることによるかかる不利益よりも大きいと判断したとのことです。

以上により、対象者は、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及び公開買付者の支援に基づき短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断されること、また、このような目的を達成するためには、公開買付者を親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断されること等から、本公開買付けを経た上で公開買付者の100%子会社となることが対象者の最善の利益に適うと判断したとのことです。さらに、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書における算定結果、上記「独立した社外監査役の意見」記載の独立した社外監査役の意見、並びに、西村あさひ法律事務所及びCDIからの助言を踏まえつつ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、第一回公開買付けの諸条件についても、対象者の株式を公開買付者が取得することに賛同する意見を表明する上で合理的な条件であると判断したため、取締役全員の一致により、第一回公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議したとのことです（但し、上記取締役会においては、第一回公開買付け価格は、最終的には公開買付者及び第一回公開買付け応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、第一回公開買付け価格は、上記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、対象者普通株式の応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。）、

さらに、対象者の取締役会は、本公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、対象者として同時点においては、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するべきであること、もっとも、本公開買付け価格は第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考え、旨を決議したとのことです。

なお、対象者監査役のうち、社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンスーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、第一回公開買付価格及び本公開買付価格並びに第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておらず、また、上記の賛同決議に関する審議及び決議にも参加していないとのことです。上記取締役会決議にあたっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者の取締役会が第一回公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第一回公開買付けへの応募については対象者の株主の判断に委ねること」、及び同時点においては「本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付けへの応募については株主の判断に委ねること」、並びに、「公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であるとする旨を決議すること」について異議はない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの開始に当たり、対象者は、平成24年8月29日付取締役会決議において、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮した上で、上記の第一回公開買付け開始に当たっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明するべきであること、及び、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、取締役全員の一致により決議したとのことです。また、対象者は、独立した社外監査役である池田氏による意見書提出後、同意見書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同意見書についても、引き続き有効であると考えているとのことです。なお、第一回公開買付けに際しての意見表明の取締役会決議と同様、取締役会決議に当たっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねること」に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

公開買付期間を30営業日に設定

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日と設定しています。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とすることが企図されています。

本取引の実施における少数株主の利益への配慮

対象者プレスリリースによれば、本取引は、第一回公開買付け及び本公開買付けという二回の公開買付けを含む構成となっており、この点については、公開買付者からその理由及び第一回公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格である575円を買付価格とする本公開買付けを実施する予定である旨、明確に説明を受けていたとのことです。このように、本取引は、公開買付者において第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けを実施する予定である旨を当初から明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われるとのことです。

また、後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、本取引において公開買付者は、第一回公開買付け及び本公開買付けにより発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、全部取得条項付種類株式を用いたスキームである本普通株式全部取得手続により、発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。そして、公開買付者は、本普通株式全部取得手続において必要となる株主総会については本公開買付けの成立後平成24年12月までに開催することを対象者に要請することを予定しており、本普通株式全部取得手続の対価に関しては、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定する予定です。対象者プレスリリースによれば、実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、本公開買付けの期間に近接した時点を基準日とし、当該基準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、本公開買付けに係る公開買付期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられるとのことです。このため、本公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されるとのことです。

さらに、本普通株式全部取得手続においては、後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、会社法上、買付価格又は取得価格を争う機会が残されております。本公開買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。この点に鑑みても、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引を全体としてみた場合、少数株主の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引であり、少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとのことです。

対象者は、上記「独立した社外監査役の意見」に記載のとおり、公開買付者及び本取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかという点についても諮問したとのことです。この点について、同氏は、上記「独立した社外監査役の意見」に記載のとおり、本取引はその構造及び制度等の、本取引全体の内容を踏まえると、少数株主の利益に対する配慮が十分になされたものであり、また、本公開買付価格575円について、株式価値算定結果や当該価格が直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であることを踏まえると本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする旨を含む、意見書を提出しているとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、最終的には対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的としております。したがって、公開買付者及び対象者は、本スポンサー契約において、公開買付者が本公開買付けを通じて対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、対象者は、公開買付者の指示に従い、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得するために合理的に必要な行為（平成24年12月を目処に本株主総会及び本種類株主総会を開催し、公開買付者が満足する内容及び方法において対象者を公開買付者の完全子会社とするために必要な一切の議案を提出することを含みます。）を行う旨、合意しております。

公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得するための本普通株式全部取得手続を実施することを予定しています。

本普通株式全部取得手続の具体的な方法として、公開買付者は、本公開買付けが成立した後に、(a)対象者において普通株式及び本優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、並びに(c)対象者の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付することを付議議案に含む本株主総会を開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主及び本優先株式の株主による本種類株主総会を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会のうち議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主の皆様には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、各普通株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付価格（575円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者以外の対象者の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、()上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの()又は()の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立を行うことができる旨が定められておりますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の普通株主の皆様に交付される金銭の額については、本公開買付価格575円に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東証マザーズに上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果によって、以下の から まで等の東証マザーズの上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

上場会社の事業年度の末日において流通株式の数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与、監査役及び執行役をいいます。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が1000単位未満である場合において、1年以内に1000単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日に株主数が150人未満である場合において、1年以内に150人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日に流通株式の時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が2億5,000万円未満である場合において、1年以内に2億5,000万円以上とならないとき

もっとも、上記 乃至 のいずれについても、上場会社の事業年度の末日及び当該日から1年の猶予期間における数値を基準として判断されるところ、本公開買付けの開始後最初に到来する対象者の事業年度の末日は、平成25年3月31日です。下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」「(1) 買付け等の期間」「届出当初の期間」記載のとおり、本公開買付けに係る買付け等の期間は平成24年8月30日から同年10月12日(30営業日)となりますので、本公開買付け完了時点では当該基準に該当しないものと考えております。ただし、本公開買付けの結果次第では、事業年度末日における判断で東証マザーズの上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載のとおり、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本普通株式全部取得手続を予定していますので、その場合には、東証マザーズの上場廃止基準に従い、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式を東証マザーズにおいて取引することはできません。

また、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われない予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年8月30日(木曜日)から平成24年10月12日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	平成24年8月30日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金575円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で442円、456円及び508円、小数点以下四捨五入。）及び直近の市場株価（第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の終値541円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、さらには過去5年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、平成24年7月20日、最終的に本公開買付価格を575円と決定いたしました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。</p> <p>本公開買付価格575円は、第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となるものの、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して25.8%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して12.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本書提出日の前取引日である平成24年8月29日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値の572円に対して0.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、総合金融サービスを提供するNISグループより債権管理回収のノウハウ・人材を承継する形で平成13年に設立され、バブル崩壊に伴って発生した金融機関の抱える不良債権を取り扱うことにより、順調に業務を拡大し、平成16年9月、東証マザーズに株式を上場するに至ったとのことです。</p> <p>しかしながら、その後、経済情勢の回復傾向等により不良債権市場が縮小する一方、債権管理回収会社は増加し、対象者を取り巻く競争環境が熾烈化するともに、平成18年頃からの不動産価格の上昇に伴う不動産担保付債権価格の高騰、その後のいわゆるサブプライムローンの増加に伴う回収の長期化、平成20年以降のサブプライムローン問題（いわゆるリーマンショック）に端を発する不動産市況の急激な悪化並びに世界的な金融市場の混乱及び信用収縮を受け、対象者の業績は著しく悪化するともに、資金繰りも次第に逼迫するようになったとのことです。そのため、平成20年12月、対象者はNISグループとともにIBJを中心とする中小企業振興ネットワークに参加し、IBJの支援の下で再建を図ることとなったとのことです。このような経緯により、IBJは、対象者のメインバンクとなり、対象者グループの資金調達はIBJに完全に依存することとなったとのことです。</p> <p>ところが、IBJは、平成22年5月に金融庁による行政処分を受け、同年9月に経営破綻するに至ったとのことです。これにより、IBJに完全に依存していた対象者グループの資金繰りは急速に悪化するともに、財務基盤は極めて不安定な状態となったとのことです。また、対象者の営業面においても、行政処分を受けたIBJが対象者の実質的なスポンサーであったことから、重大な悪影響を受けることとなったとのことです。</p> <p>対象者は、IBJ破綻以降、対象者グループの今後の経営について多面的な検討を重ね、また平成23年5月に、IBJの所有する対象者普通株式及び対象者に対する貸付債権が、整理回収機構に譲渡されて以降は、整理回収機構との間でも対象者グループの経営の立て直し策を協議してきましたが、対象者として最大限の自助努力を尽くしたとしても、単独での事業の立て直しは困難との結論に至り、新たに対象者グループのスポンサーを招聘し当該スポンサーのもとで再生を図るべく、平成23年8月頃からスポンサー選定のための入札手続を実施したとのことです。</p>
-------	--

当該入札手続においては、各入札候補者によって対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスが実施され、フォートレスの意向を受けたセブンスーズを含む7社が応札したとのことです。対象者は、各社からの提案内容及び資金決済能力を総合的に検討した結果、フォートレスのグローバルな不動産投資、不動産関連投資及び債権投資の実績や、セブンスーズアドバイザーズの日本における長年の投資実績及びアドバイザーとしての経験を高く評価し、これらの会社が資金拠出を行う公開買付者は、対象者グループのスポンサーとしてふさわしいと考えるに至ったとのことです。また、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及ぶことを回避しつつ、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくこと、また短期的に予想されるリスクにとらわれず、公開買付者の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持・回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断し、平成24年7月20日付で公開買付者との間で本スポンサー契約を締結することとしたとのことです。

他方、公開買付者は、本スポンサー契約締結に先立つ平成23年10月頃、対象者に対して、本取引についての提案を行い、対象者及び対象者が起用したファイナンシャル・アドバイザーであるCDIとの間で、本取引の実施の是非及び条件等（本公開買付けの買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました。このような協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成24年7月20日、本スポンサー契約を締結し、本公開買付けを含む本取引を実施することを決定し、平成24年7月23日から平成24年8月17日までを買付け等の期間として第一回公開買付けを実施した後、平成24年8月29日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

	<p>(本公開買付価格の決定)</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月(いずれも終値の単純平均値で442円、456円及び508円、小数点以下四捨五入。)及び直近の市場株価(第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の終値541円)の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュフローの見込み、公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の意見表明の可否等を総合的に勘案し、さらには過去5年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、平成24年7月20日、最終的に本公開買付価格を575円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。</p> <p>本公開買付価格575円は、第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントを行った金額となるものの、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値452円(小数点以下四捨五入)に対して27.2%(小数点以下第二位四捨五入)、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値457円(小数点以下四捨五入)に対して25.8%(小数点以下第二位四捨五入)、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値510円(小数点以下四捨五入)に対して12.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本書提出日の前取引日である平成24年8月29日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値の572円に対して0.5%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額になります。</p>
--	--

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、第一回公開買付けにおいて対象者の大株主であった第一回公開買付応募株主が公開買付者と応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があったこと、及び、対象者普通株式について上場廃止となる可能性があることを踏まえ、第一回公開買付価格及び本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性の担保、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、第一回公開買付け及び本公開買付けに対する意見表明を決議するにあたって、主に以下のような措置を実施したとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、第一回公開買付け及び本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者から提示された第一回公開買付価格及び本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、霞が関監査法人より、平成24年7月19日に株式価値算定書を取得したとのことです。

株式価値算定書において、霞が関監査法人が用いた手法は、市場株価法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の1株当たりの価値算定結果は以下のとおりとのことです。また、対象者取締役会は、平成24年8月29日開催の取締役会において、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮したが、株式価値算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、株式価値算定書は引き続き有効であると考えているとのことです。

市場株価法：442円～634円

DCF法：0円～370円

市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、算定基準日時点における対象者の評価額を最も客観的かつ公正に表すものであると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日として、算定基準日の終値(541円)及び売買高加重平均値(634円)並びに算定基準日時点までの対象者の普通株式の過去1ヶ月間における終値平均値442円及び売買高加重平均値542円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値を442円～634円と算定したとのことです。なお、対象者の株価は算定基準日時点から4ヶ月～3ヶ月前頃の期間において投資家の思惑により乱高下しており、その影響を排除する観点から、株価算定期間として1ヶ月を採用しているとのことです。

DCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、事業継続を前提とした場合の価値評価を行う上で最も適切な手法の一つであると考え、採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を0円～370円と算定したとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

独立した社外監査役の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年7月9日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、(イ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の目的が公正なものといえるか、(ロ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性は確保されているか、(ハ)第一回公開買付け及び本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛同意見を表明することは妥当か、(ニ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問したとのことです。なお、対象者の社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、かかる諮問の対象とはしていないとのことです。

池田氏は、上記諮問事項について対象者から公開買付者の提案内容、具体的には、本取引の目的、第一回公開買付け及び本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等、その他本取引の背景等に関することについて説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の諸条件につき検討を行ったとのことです。また、対象者及び霞が関監査法人から、株式価値算定書の内容について説明を受け、その合理性を検討したとのことです。さらに、対象者より、公開買付者、第一回公開買付応募株主及び本担保権者との交渉状況等を聴取することにより、意思決定に至る手続の適正性を検討したとのことです。また、西村あさひ法律事務所から、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けているとのことです。

池田氏は、以上の経緯のもとで、上記諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討した結果、平成24年7月20日に、対象者に対し、(イ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引については、公開買付者を対象者グループのスポンサーに選定することを前提として、同社が対象者の100%親会社になることによって対象者グループの事業再生の早期実現につながり、もって対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的が公正である、(ロ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の取引条件は公正である、(ハ)第一回公開買付けは、上記(イ)のとおりその目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、対象者としてこれに賛同することには合理性があると認められる、もっとも第一回公開買付価格(普通株式1株当たり442円)の妥当性については、第一回公開買付価格は、最終的には公開買付者及び第一回公開買付応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、第一回公開買付価格は、第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い本公開買付価格(普通株式1株当たり575円)を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、対象者として意見を留保すべきである、また、本公開買付けが実施される場合には、上記(イ)のとおりかかる本公開買付けについても目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、対象者の意見書提出時点の状況に基づく判断として、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同することには合理性があると認められる、もっとも、本公開買付価格は第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントを行った金額となることから、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付価格の妥当性に関しては対象者として意見を留保すべきである、(ニ)(a)本取引は、公開買付者において第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けを実施する予定である旨を明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であること、本公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することに特段不合理な点はないと判断されること、本普通株式全部取得手続において裁判所の判断を仰ぐ機会が認められていることなど、本取引を構成する第一回公開買付け、本公開買付け及び本公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体の内容を踏まえると、

本取引においては公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに、(b) 本公開買付価格575円について、第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った価格となるものの、本公開買付価格575円は、上記霞が関監査法人の株式価値算定結果の範囲内であり、かつ同監査法人によるDCF法による株式価値算定結果の上限値である370円に対して55.4%のプレミアムを加えた価格であること、また、直近の一定期間、具体的には、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値452円（小数点以下四捨五入）に対して27.2%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値457円（小数点以下四捨五入）に対して25.8%（小数点以下第二位四捨五入）、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値510円（小数点以下四捨五入）に対して12.7%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額に、それぞれなることを踏まえると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする意見書を提出しているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者は、独立した社外監査役である池田氏による意見書提出後、同意見書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同意見書についても、引き続き有効であると考えているとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

取締役及び利害関係を有しない監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年7月20日開催の取締役会において、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、不良債権市場が縮小し他社との競争が一段と激しくなる中、対象者存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を迅速かつ効果的に進めていくには、公開買付者とのより強力な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と実行、並びに機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断したとのことです。これに加えて、対象者は、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えているとのことです。

また、対象者は、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者は上場廃止となった場合には、これに伴い、株式市場からの柔軟な資金調達や株式を上場していることに伴う信用といった利益を享受することができなくなる等の不利益を被るものの、本取引が実施されることにより対象者の得ることのできる利益が、本取引が実施されることによるかかる不利益よりも大きいと判断したとのことです。

以上により、対象者は、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及び公開買付者の支援に基づき短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断されること、また、このような目的を達成するためには、公開買付者を親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断されること等から、本公開買付けを経た上で公開買付者の100%子会社となることが対象者の最善の利益に適うと判断したとのことです。さらに、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人より取得した株式価値算定書における算定結果、独立した社外監査役の意見、並びに、西村あさひ法律事務所及びCDIからの助言を踏まえつつ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、第一回公開買付けの諸条件についても、対象者の株式を公開買付者が取得することに賛同する意見を表明する上で合理的な条件であると判断したため、取締役全員の一致により、第一回公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議したとのことです（但し、上記取締役会においては、第一回公開買付価格は、最終的には公開買付者及び第一回公開買付応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、第一回公開買付価格は、上記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、対象者普通株式の応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。）。

	<p>さらに、対象者の取締役会は、本公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、対象者として同時点においては、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するべきであること、もっとも、本公開買付価格は第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考えた旨を決議したとのことです。</p> <p>なお、対象者監査役のうち、社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、第一回公開買付価格及び本公開買付価格並びに第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておらず、また、上記の賛同決議に関する審議及び決議にも参加していないとのことです。上記取締役会決議にあたっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者の取締役会が第一回公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第一回公開買付けへの応募については対象者の株主の判断に委ねること」、及び同時点においては「本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付けへの応募については株主の判断に委ねること」、並びに、「公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考えた旨を決議すること」について異議はない旨の意見を述べているとのことです。</p>
--	---

さらに、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの開始に当たり、対象者は、平成24年8月29日付取締役会決議において、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮した上で、上記の第一回公開買付け開始に当たっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明すべきであること、及び、本公開買付けの妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、取締役全員の一致により決議したとのことです。また、対象者は、独立した社外監査役である池田氏による意見書提出後、同意見書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同意見書についても、引き続き有効であると考えているとのことです。なお、第一回公開買付けに際しての意見表明の取締役会決議と同様、取締役会決議に当たっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付けの妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねること」に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

公開買付期間を30営業日に設定

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日と設定しています。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの適正性の担保とすることが企図されています。

本取引の実施における少数株主の利益への配慮

対象者プレスリリースによれば、本取引は、第一回公開買付け及び本公開買付けという二回の公開買付けを含む構成となっており、この点については、公開買付者からその理由及び第一回公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格である575円を買付価格とする本公開買付けを実施する予定である旨、明確に説明を受けていたとのことです。このように、本取引は、公開買付者において第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けを実施する予定である旨を当初から明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われるとのことです。

	<p>また、本取引において公開買付者は、第一回公開買付け及び本公開買付けにより発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、全部取得条項付種類株式を用いたスキームである本普通株式全部取得手続により、発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。そして、公開買付者は、本普通株式全部取得手続において必要となる株主総会については本公開買付けの成立後平成24年12月までに開催することを対象者に要請することを予定しており、本普通株式全部取得手続の対価に関しては、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定する予定です。対象者プレスリリースによれば、実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、本公開買付けの期間に近接した時点を基準日とし、当該基準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、本公開買付けに係る公開買付期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられるとのことです。このため、本公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されるとのことです。</p> <p>さらに、本普通株式全部取得手続においては、会社法上、買付価格又は取得価格を争う機会が残されております。本公開買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。この点に鑑みても、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引を全体としてみた場合、少数株主の利益に対して適切な配慮をしよう努めている取引であり、少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとのことです。</p> <p>対象者は、公開買付者及び本取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかという点についても諮問したとのことです。この点について、同氏は、本取引はその構造及び制度等の、本取引全体の内容を踏まえると、少数株主の利益に対する配慮が十分になされたものであり、また、本公開買付価格575円について、株式価値算定結果や当該価格が直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であることを踏まえると本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする旨を含む、意見書を提出しているとのことです。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
307,780 (株)	- (株)	- (株)

(注1) 買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は、対象者の第12期第1四半期報告書(平成24年8月14日提出)に記載された平成24年6月30日現在の発行済普通株式総数(1,712,440株)から公開買付者が本書提出日現在所有する対象者普通株式数(1,404,660株)を控除した株式数(307,780株)になります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	307,780
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(個)(d)	1,404,660
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(個)(g)	2,165
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)	1,712,440
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	17.97
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(307,780株)に係る議決権の数です。

- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者が所有する株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」を分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(j)」は、対象者の第12期第1四半期報告書(平成24年8月14日提出)記載の総株主等の議決権の数です。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注1)をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注2)の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします(但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1)本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任にあたる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2)株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	176,973,500
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	50,000,000
その他(c)	3,000,000
合計)(a)+(b)+(c)	229,973,500

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(307,780株)に、1株当たりの買付価格(575円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	515,460
計(a)	515,460

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
	計		-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

515,460千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2) 【決済の開始日】

平成24年10月19日(金曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき本公開買付けの撤回等を行うこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、当該撤回等を行った日に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

対象者の重要な子会社に令第14条第 1 項第 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第13条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第19条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の 6 第 1 項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合にはその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
平成23年9月	商号をTrebbia合同会社とし、本店所在地を東京都港区南麻布二丁目12番3号、資本金10万円とする合同会社として設立。
平成24年2月	ブルーホライゾン合同会社に商号変更。
平成24年5月	本店所在地を東京都港区西新橋一丁目2番9号 EPコンサルティングサービス内に移転。

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (1) 金銭債権、有価証券（みなし有価証券を含む）、各種法人の株式、出資持分、資産の流動化に関する法律に基づく特定出資その他の投資用資産の取得、保有、管理及び処分
- (2) 不動産の取得、保有、賃貸、管理及び処分
- (3) 不動産信託受益権の取得、保有、管理及び処分
- (4) 前三号の事業を目的とする投資事業組合財産の運営、運用及び管理
- (5) 前各号に附帯関連する一切の業務

事業の内容

公開買付者は、対象者の株式及び対象者に対する貸付債権を取得及び保有することを主たる事業の内容としています。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成24年8月30日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
金10万	-

(注1) 公開買付者は合同会社です。

(注2) 公開買付者は、平成24年7月17日、18日及び19日に、匿名組合契約に基づきフォートレス及びセブンシーズより1,990,087,400円の資金拠出を受け、また、その後、平成24年8月23日及び27日に、同契約に基づきフォートレス及びセブンシーズより6,172,223,120円の資金拠出を受けています。これにより、公開買付者は、本書提出日現在、同契約に基づきフォートレス及びセブンシーズより合計8,162,310,520円の資金拠出を受け、買付け等に要する資金に充当しうる預金を取得しています。なお、これらの資金拠出により公開買付者の資本金の増加は生じません。

【大株主】

平成24年 8月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
トレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラストセンター、コーポレーション・トラスト・カンパニー気付	-	-
トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシー	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209、コーポレーション・トラストセンター、コーポレーション・トラスト・カンパニー気付	-	-
計	-	-	-

(注) 公開買付者は合同会社ですが、社員は上記2名であり、その持分割合は、トレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシーが50%であり、トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシーが、50%です。

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成24年 8月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
職務執行者	-	滝澤 和政	昭和40年 4月12日	自昭和63年10月1日 至平成5年9月30日 自平成5年10月1日 至平成10年9月30日 自平成10年12月1日 至平成13年6月30日 自平成13年7月1日 至現在 自平成18年5月18日 至平成20年8月31日 自平成20年9月1日 至現在 自平成23年9月13日 至現在	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成されております。なお、公開買付者は、法第24条第1項に定める有価証券報告書を提出しなければならない会社には該当しないため、公開買付者の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。また、公開買付者は、連結財務諸表を作成しておりません。

また、本書提出日現在、公開買付者の設立後最初の事業年度(自平成23年9月20日 至 平成23年9月30日)は終了しておりますが、第2期の事業年度は終了しておりませんので、以下では設立後最初の事業年度のみ財務諸表を記載しております。

【貸借対照表】

貸借対照表(平成23年9月30日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	100,000	流動負債	53,750
現金及び預金	0	未払金	53,750
未収入金	100,000	未払利息	0
前払費用	0	預り金	0
前渡金	0		
仮払法人税等	0		
営業貸付金債権	0		
		負債の部 合計	53,750
		出資の部	
		出資金	100,000
		利益剰余金	(53,750)
		出資の部 合計	46,250
資産の部 合計	100,000	負債の部及び出資の部 合計	100,000

【損益計算書】

損益計算書（平成23年9月20日から平成23年9月30日まで）

（単位：円）

科 目	金 額	
営業収益		
営業貸付金利息		0
販売費及び一般管理費		
アセットマネジメント報酬	0	
サービシング報酬	0	
会計報酬	10,000	
監査報酬	0	
税務報酬	0	
弁護士報酬	0	
その他支払報酬	43,750	
保険料	0	
租税公課	0	
銀行手数料	0	
その他費用	0	53,750
営業利益金額		(53,750)
営業外収益		
受取利息		0
営業外費用		
借入利息		0
経常利益金額		(53,750)
当期純利益金額		(53,750)

【株主資本等変動計算書】

社員資本等変動計算書（平成23年9月20日から平成23年9月30日まで）

（単位：円）

	社員資本				純資産合計
	資本金	剰余金		社員資本合計	
		当期末処理損失	剰余金合計		
前期末残高	0	0	0	0	0
当期変動額	100,000				
当期純損失	0	(53,750)	(53,750)	(53,750)	(53,750)
当期変動額合計	100,000	(53,750)	(53,750)	46,250	46,250
当期末残高	100,000	(53,750)	(53,750)	46,250	46,250

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
 消費税等の会計処理
 税込み方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項
 公開買付者は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
2. 金融商品の時価等に関する事項
 平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
未収入金	100,000	100,000	-
資産 計	100,000	100,000	-
未払金	53,750	53,750	-
負債 計	53,750	53,750	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
代表社員	トレビア・ホールディングス・ツー・エルエルシー	50%	有限責任社員	資本金	1,000	未払金	1,000
社員	トレビア・ホールディングス・ワン・エルエルシー	50%	有限責任社員	資本金	99,000	未払金	99,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,407,557 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,407,557	-	-
所有株券等の合計数	1,407,557	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数732個を含めています。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,404,660 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,404,660	-	-
所有株券等の合計数	1,404,660	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,897 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,897	-	-
所有株券等の合計数	2,897	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数732個を含めています。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成24年8月30日現在)

氏名又は名称	森泉 浩一
住所又は所在地	東京都千代田区九段南四丁目2番11号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ニッシン債権回収株式会社 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長
連絡先	連絡者 ニッシン債権回収株式会社 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口 達也 連絡場所 東京都千代田区九段南四丁目2番11号 電話番号 03-5210-1751
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年8月30日現在)

氏名又は名称	山口 達也
住所又は所在地	東京都千代田区九段南四丁目2番11号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ニッシン債権回収株式会社 常務取締役兼執行役員経営管理部長
連絡先	連絡者 ニッシン債権回収株式会社 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口 達也 連絡場所 東京都千代田区九段南四丁目2番11号 電話番号 03-5210-1751
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年8月30日現在)

氏名又は名称	白石 幸雄
住所又は所在地	東京都千代田区九段南四丁目2番11号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ニッシン債権回収株式会社 監査役(常勤)
連絡先	連絡者 ニッシン債権回収株式会社 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口 達也 連絡場所 東京都千代田区九段南四丁目2番11号 電話番号 03-5210-1751
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

森泉 浩一

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	624(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	624	-	-
所有株券等の合計数	624	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 森泉浩一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」に含めておりません。

山口 達也

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,165(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2,165	-	-
所有株券等の合計数	2,165	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

白石 幸雄

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	108 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	108	-	-
所有株券等の合計数	108	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 白石幸雄氏は小規模所有者に該当いたしますので、同人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」に含めておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数(株)	減少数	差引(株)
ブルーホライゾン合同会社	普通株式	1,404,660	-	1,404,660

(注) 上記「第1 公開買付要項」「3 買付け等の目的」「(1) 本公開買付けの概要」記載のとおり、公開買付者は、第一回公開買付けにより、対象者の普通株式を1株当たり442円で1,404,660株を取得しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者、フォートレス及びセブンシーズ（以下「公開買付者等」といいます。）と対象者との取引の有無及び内容

フォートレスの関係法人であるパインクレスト・アセット・マネジメント合同会社（旧・Nami合同会社。平成24年8月に「パインクレスト・アセット・マネジメント合同会社」に商号変更。以下「パインクレスト」といいます。）とNISグループは、平成24年7月31日、NISグループを譲渡人、パインクレストを譲受人とする事業譲渡契約を締結しました。

また、NISグループ、パインクレスト及び対象者は、当該事業譲渡契約に基づきパインクレストに帰属する権利、義務及び契約上の地位のうち、一部の債権等を当該事業譲渡契約に基づく事業譲渡の実行日をもって対象者に承継させることにつき合意しています。

さらに、パインクレストと対象者は、平成24年8月29日、貸出金利益参加契約を締結しました。当該貸出金利益参加契約に基づき、パインクレストは、当該事業譲渡契約に基づく事業譲渡が当該事業譲渡契約に定める譲渡日である平成24年8月31日（譲渡日が同年9月1日以降に変更された場合は当該変更された日）に実行されたことを条件として、対象者から、当該事業譲渡契約及び当該合意に基づき対象者が取得した債権等に係る参加利益（当該貸出金利益参加契約に定める基準日以降、当該貸付債権等について、当該貸出金利益参加契約に定める条件に従い、対象者が当該貸付債権等の債務者等から支払を受ける一切の経済的利益をいいます。）を譲り受け、当該参加利益の対価として、対象者に対して、参加利益譲渡価額539,896,315円を支払います。

また、パインクレストと対象者は、平成24年8月29日、当該事業譲渡契約に基づく事業譲渡が当該事業譲渡契約に定める譲渡日に実行されたことを条件として、パインクレストの従業員を対象者に出向させる旨の出向協定書を締結しています。

なお、公開買付者は、対象者の金融債権者（但し、担保により債権全額が保全される債権者を除きます。）が対象者に対して有していた債権を、平成24年8月24日付で譲り受けたことにより、対象者に対して債権を保有しています。

また、対象者は、レオアセットマネジメント株式会社及び中小企業飲食機構株式会社が保有していた対象者の連結子会社である株式会社西新宿投資2号に対する匿名組合出資に係る一切の権利を、平成24年8月24日付で譲り受けたことにより、当該匿名組合出資に係る一切の権利を保有しています。

(2) 公開買付者等と対象者の役員との取引の有無及び内容

セブンスーズと、対象者の社外監査役である松本健吾氏との間の重要な取引の内容及び取引金額は以下のとおりです。なお、公開買付者及びフォートレスと対象者の役員との間の重要な取引は、ございません。

(単位：百万円)

セブンスーズアド パイザーズの事業 年度	第1期 (自平成21年7月15 日 至 平成22年6月 30日)	第2期 (自平成22年7月1 日 至 平成23年6月 30日)	第3期 (自平成23年7月1 日 至 平成24年6月 30日)
セブンスーズによる松本健吾氏に対する法律事務等の依頼に係る弁護士報酬等の額	1	0	2

(注1) セブンスーズによる松本健吾氏に対する法律事務等の依頼に係る弁護士報酬等の額のうち、共同投資等に係るものについては、セブンスーズの負担額のみを記載しております。

(注2) 百万円未満の数値は切り捨てております。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年7月20日開催の取締役会において、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、不良債権市場が縮小し他社との競争が一段と激しくなる中、対象者存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を迅速かつ効果的に進めていくには、公開買付者とのより強力な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と実行、並びに機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断したとのことです。これに加えて、対象者は、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えているとのことです。

また、対象者は、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者は上場廃止となった場合には、これに伴い、株式市場からの柔軟な資金調達や株式を上場していることに伴う信用といった利益を享受することができなくなる等の不利益を被るものの、本取引が実施されることにより対象者の得ることのできる利益が、本取引が実施されることによるかかる不利益よりも大きいと判断したとのことです。

以上により、対象者は、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及びぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及び公開買付者の支援に基づき短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断されること、また、このような目的を達成するためには、公開買付者を親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断されること等から、本公開買付けを経た上で公開買付者の100%子会社となることが対象者の最善の利益に適うと判断したとのことです。さらに、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人より取得した株式価値算定書における算定結果、独立した社外監査役の意見、並びに、西村あさひ法律事務所及びCDIからの助言を踏まえつつ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、第一回公開買付けの諸条件についても、対象者の株式を公開買付者が取得することに賛同する意見を表明する上で合理的な条件であると判断したため、取締役全員の一致により、第一回公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議したとのことです（但し、上記取締役会においては、第一回公開買付価格は、最終的には公開買付者及び第一回公開買付応募株主との合意により決定されたものであり、また、第一回公開買付価格は、上記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、対象者普通株式の応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。）。

さらに、対象者の取締役会は、本公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、対象者として現時点においては、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するべきであること、もっとも、本公開買付け価格は第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考え、る旨を決議したとのことです。

なお、対象者監査役のうち、社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、第一回公開買付け価格及び本公開買付け価格並びに第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておらず、また、上記の賛同決議に関する審議及び決議にも参加していないとのことです。上記取締役会決議にあたっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者の取締役会が第一回公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、第一回公開買付けへの応募については対象者の株主の判断に委ねること」、及び当該時点においては「本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付けへの応募については株主の判断に委ねること」、並びに、「公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考え、る旨を決議すること」について異議はない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの開始に当たり、対象者は、平成24年8月29日付取締役会決議において、第一回公開買付けの開始後現時点までの状況を考慮した上で、上記の第一回公開買付け開始に当たっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明するべきであること、及び、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、取締役全員の一致により決議したとのことです。また、対象者は、独立した社外監査役である池田氏による意見書提出後、同意見書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同意見書についても、引き続き有効であると考えているとのことです。なお、第一回公開買付けに際しての意見表明の取締役会決議と同様、取締役会決議にあたっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねること」に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 対象者におけるスポンサー選定の経緯及び公開買付者における本取引の実施を決定するに至った経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、総合金融サービスを提供するNISグループより債権管理回収のノウハウ・人材を承継する形で平成13年に設立され、バブル崩壊に伴って発生した金融機関の抱える不良債権を取り扱うことにより、順調に業務を拡大し、平成16年9月、東証マザーズに株式を上場するに至ったとのことです。

しかしながら、その後、経済情勢の回復傾向等により不良債権市場が縮小する一方、債権管理回収会社は増加し、対象者を取り巻く競争環境が熾烈化するとともに、平成18年頃からの不動産価格の上昇に伴う不動産担保付債権価格の高騰、その後のいわゆるサブプライムローンの増加に伴う回収の長期化、平成20年以降のサブプライムローン問題（いわゆるリーマンショック）に端を発する不動産市況の急激な悪化並びに世界的な金融市場の混乱及び信用収縮を受け、対象者の業績は著しく悪化するとともに、資金繰りも次第に逼迫するようになったとのことです。そのため、平成20年12月、対象者はNISグループとともにIBJを中心とする中小企業振興ネットワークに参加し、IBJの支援の下で再建を図ることとなったとのことです。このような経緯により、IBJは、対象者のメインバンクとなり、対象者グループ（対象者並びに対象者の子会社及び関連会社をいいます。以下同じ。）の資金調達はIBJに完全に依存することとなったとのことです。

ところが、IBJは、平成22年5月に金融庁による行政処分を受け、同年9月に経営破綻するに至ったとのことです。これにより、IBJに完全に依存していた対象者グループの資金繰りは急速に悪化するとともに、財務基盤は極めて不安定な状態となったとのことです。また、対象者の営業面においても、行政処分を受けたIBJが対象者の実質的なスポンサーであったことから、重大な悪影響を受けることとなったとのことです。

対象者は、IBJ破綻以降、対象者グループの今後の経営について多面的な検討を重ね、また平成23年5月に、IBJの所有する対象者普通株式及び対象者に対する貸付債権が、整理回収機構に譲渡されて以降は、整理回収機構との間でも対象者グループの経営の立て直し策を協議してきましたが、対象者として最大限の自助努力を尽くしたとしても、単独での事業の立て直しは困難との結論に至り、新たに対象者グループのスポンサーを招聘し当該スポンサーのもとで再生を図るべく、平成23年8月頃からスポンサー選定のための入札手続を実施したとのことです。

当該入札手続においては、各入札候補者によって対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等のデュー・ディリジェンスが実施され、フォートレスの意向を受けたセブンシーズを含む7社が応札したとのことです。対象者は、各社からの提案内容及び資金決済能力を総合的に検討した結果、フォートレスのグローバルな不動産投資、不動産関連投資及び債権投資の実績や、セブンシーズアドバイザーズの日本における長年の投資実績及びアドバイザーとしての経験を高く評価し、これらの会社が資金拠出を行う公開買付者は、対象者グループのスポンサーとしてふさわしいと考えるに至ったとのことです。また、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及ぶことを回避しつつ、公開買付者から提案のあった抜本的かつ機動的な経営戦略の実現による対象者の中長期的な企業価値の向上に向けられた経営施策を実施していくこと、また短期的に予想されるリスクにとらわれず、公開買付者の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持・回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断し、平成24年7月20日付で公開買付者との間で本スポンサー契約を締結することとしたとのことです。

他方、公開買付者は、本スポンサー契約締結に先立つ平成23年10月頃、対象者に対して、本取引についての提案を行い、対象者及び対象者が起用したファイナンシャル・アドバイザーであるCDIとの間で、本取引の実施の是非及び条件等（本公開買付けの買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました。このような協議・交渉の結果を踏まえ、公開買付者は、平成24年7月20日、本スポンサー契約を締結し、本公開買付けを含む本取引を実施することを決定し、平成24年7月23日から平成24年8月17日までを買付け等の期間として第一回公開買付けを実施した後、平成24年8月29日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(3) 本スポンサー契約の概要

上記のとおり、公開買付者は、対象者との間で、平成24年7月20日付で本スポンサー契約を締結しております。そして、本公開買付けを含む本取引は、本スポンサー契約に基づいて行われます。

本スポンサー契約は、対象者の事業価値の維持・最大化等を基本理念として、公開買付者が、対象者グループのスポンサーとして、早期かつ円滑に対象者の事業の再生を図ることを目的とする契約であり、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて対象者の発行済普通株式の全部を取得すること、対象者が公開買付者を対象者グループのスポンサーとすることを前提とした本再生計画案を策定し、当該計画の対象となる対象者の主要な金融債権者から本再生計画案への同意を平成24年7月20日付で取得すること等を骨子とするものです。

本スポンサー契約には、第一回公開買付け及び本公開買付けに関する以下の合意が含まれております。

- (i) 対象者が、対象者の取締役会において、対象者の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含む。但し、利益相反の疑いを回避するため、社外監査役松本健吾氏は除く。）の全会一致の賛成により、第一回公開買付けに賛同する旨の意見を表明する。また、対象者は、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同し、かかる賛同を撤回しない。

(ii) 対象者は、公開買付者による第一回公開買付け及び本公開買付けの開始及び完了に向け、最大限協力する。

また、本スポンサー契約には、上記のほか、以下に規定する内容の合意が含まれております。

(iii) 本公開買付けが成立した場合において、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかったときは、対象者は、普通株式及び本優先株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該株式の全ての取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することを付議議案に含む本株主総会を平成24年12月を目処として開催し、上記乃至を上程し、かつ、上記の定款一部変更を付議議案に含む普通株主及び本優先株式の株主による本種類株主総会を本株主総会の開催日に開催し、上記を上程する。公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会のうち議決権を有するものについて、それぞれ上記各議案に賛成する。

(iv) 公開買付者は、第一回公開買付けの終了後、対象者が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、今後の対象者の新規事業展開や市中金融機関からの借入れの返済等を目的とした対象者の資金調達のための調整について、商業上合理的な努力をする。

(v) 公開買付者は、対象者が公開買付者の連結子会社である限りにおいて、対象者の要望がある場合、ビジネス機会に関する情報の供与その他の方法により、対象者に対して再生のための業務上の支援を商業上合理的な範囲にて行う。

(vi) 公開買付者は、対象者の議決権の過半数を有する限り、対象者の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する。

(vii) 対象者は、本公開買付けの決済日後直ちに（但し、第一回公開買付けが成立した場合において本公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、対象者の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する。

(viii) 公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる。

(4) 本再生計画の概要

上記のとおり、本スポンサー契約は、対象者が公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選定すること、公開買付者が本公開買付けを含む本取引の実施を通じて対象者の発行済株式の全てを取得することのほか、対象者が、本再生計画案を策定することを内容としています。対象者プレスリリースによれば、対象者は、本再生計画案の対象となる対象者の主要な金融債権者に対して本再生計画案を提示し、平成24年7月20日付で当該計画の対象となる対象者の主要な金融債権者全員から、当該計画案に対する同意を取得しており、本再生計画案は本再生計画として成立しているとのことです。

本再生計画は、公開買付者を対象者グループのスポンサーとするスポンサー支援型の再生計画であり、公開買付者が、第一回公開買付け及び本公開買付け等の手続を通じて、対象者を公開買付者の100%子会社とすること、並びに、第一回公開買付けの成立を停止条件として、(a)対象者の金融債権者（但し、担保により債権全額が保全される債権者を除きます。）の有する債権を公開買付者が譲り受けること、(b)整理回収機構が対象者の連結子会社である有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツに対して有する、主債務者をターンアラウンド債権回収株式会社とする保証債務履行請求権について、有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツが整理回収機構に対して一定額を支払うことを条件として解除すること、及び、(c)SPARTA1が保有する本優先株式20,000株を公開買付者が譲り受けること、並びに、レオアセットマネジメント株式会社及び中小企業飲食機構株式会社が保有する、対象者の連結子会社である株式会社西新宿投資2号に対する匿名組合出資に係る一切の権利を対象者が譲り受けること等を骨子としているとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、第一回公開買付けは成立していることから、本再生計画に従い、上記（a）乃至(c)及び に記載された各取引は平成24年8月24日付で実行されているとのことです。また、公開買付者は、対象者の事業の状況や経済環境等に鑑み、公開買付者の裁量により、本再生計画に基づき取得した債権の一部についてのリスケジュール・債権放棄等の対象者に対する金融支援を将来的に行う可能性があります。

(5) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び対象者は、本スポンサー契約において、(i)公開買付者は、対象者の議決権の過半数を有する限り、対象者の取締役の過半数の候補者を指名する権利を有する旨、(ii)対象者は、本公開買付けの決済日後直ちに（但し、第一回公開買付けが成立した場合において本公開買付けが成立しなかったときは不成立となった後直ちに）、対象者の現経営陣に加えて公開買付者の指名する者を社外取締役及び社外監査役に選任するために、平成24年12月末日までに臨時株主総会を開催する旨、(iii)公開買付者は、平成24年12月開催予定の臨時株主総会における選任候補者として、4名の社外取締役及び1名の社外監査役を指名することができる旨、合意しております。

また、公開買付者は、今後対象者において作成する予定の対象者の事業計画等が公開買付者にとって満足のいくものである場合、対象者グループに在籍している従業員全員の雇用を原則として第一回公開買付け完了後3年間維持し、かつ従業員の処遇については現行レベルを維持する予定です。

公開買付者は、対象者をして、対象者グループが有する債権の回収を最大限に行うことによって、対象者の企業価値を最大化すべく、商業上合理的な努力を行わせ、また、対象者との間で、潜在的シナジー効果を特定・実現するための最良の方法につき、誠実に協議する意向です。たとえば、公開買付者の関係会社及びこれらの運用するファンドが、日本において今後もローンを含む様々な種類の資産についての投資活動を積極的に行う場合において、対象者が関連ポートフォリオに係るサービサー会社又は投資ピークルとして適切であり、かつ、取引条件、その他諸般の状況を踏まえ適切であると公開買付者が判断した場合、公開買付者は、対象者グループの再生を支援するため、対象者をサービサー会社又は投資ピークルとして起用する意向です。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、第一回公開買付けにおいて対象者の大株主であった第一回公開買付応募株主が公開買付者と応募契約を締結しており、必ずしも対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があったこと、及び、対象者普通株式について上場廃止となる可能性があることを踏まえ、第一回公開買付価格及び本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性の担保、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、第一回公開買付け及び本公開買付けに対する意見表明を決議するにあたって、主に以下のような措置を実施したとのことです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、第一回公開買付け及び本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公開買付者から提示された第一回公開買付価格及び本公開買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である霞が関監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、霞が関監査法人より、平成24年7月19日に株式価値算定書を取得したとのことです。

株式価値算定書において、霞が関監査法人が用いた手法は、市場株価法及びDCF法であり、各々の手法により算定された対象者普通株式の1株当たりの価値算定結果は以下のとおりとのことです。また、対象者取締役会は、平成24年8月29日開催の取締役会において、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮したが、株式価値算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、株式価値算定書は引き続き有効であると考えているとのことです。

市場株価法：442円～634円

DCF法：0円～370円

市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、算定基準日時点における対象者の評価額を最も客観的かつ公正に表すものであると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日として、算定基準日の終値（541円）及び売買高加重平均値（634円）並びに算定基準日時点までの対象者の普通株式の過去1ヶ月間における終値平均値442円及び売買高加重平均値542円を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値を442円～634円と算定したとのことです。なお、対象者の株価は算定基準日時点から4ヶ月～3ヶ月前頃の期間において投資家の思惑により乱高下しており、その影響を排除する観点から、株価算定期間として1ヶ月を採用しているとのことです。

DCF法は、事業の将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であり、事業継続を前提とした場合の価値評価を行う上で最も適切な手法の一つであると考え、採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を0円～370円と算定したとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

独立した社外監査役の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年7月9日に、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、(イ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の目的が公正なものといえるか、(ロ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性は確保されているか、(ハ)第一回公開買付け及び本公開買付けについて、対象者の取締役会が賛同意見を表明することは妥当か、(ニ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるか諮問したとのことです。なお、対象者の社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンシーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、かかる諮問の対象とはしていないとのことです。

池田氏は、上記諮問事項について対象者から公開買付者の提案内容、具体的には、本取引の目的、第一回公開買付け及び本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容、本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等、その他本取引の背景等に関することについて説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の諸条件につき検討を行ったとのことです。また、対象者及び霞が関監査法人から、株式価値算定書の内容について説明を受け、その合理性を検討したとのことです。さらに、対象者より、公開買付者、第一回公開買付応募株主及び本担保権者との交渉状況等を聴取することにより、意思決定に至る手続の適正性を検討したとのことです。また、西村あさひ法律事務所から、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性担保のための留意点等について法的助言を受けているとのことです。

池田氏は、以上の経緯のもとで、上記諮問事項について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討した結果、平成24年7月20日に、対象者に対し、(イ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引については、公開買付者を対象者グループのスポンサーに選定することを前提として、同社が対象者の100%親会社になることによって対象者グループの事業再生の早期実現につながり、もって対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的が公正である、(ロ)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の取引条件は公正である、(ハ)第一回公開買付けは、上記(イ)のとおりその目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、対象者としてこれに賛同することには合理性があると認められる、もっとも第一回公開買付価格(普通株式1株当たり442円)の妥当性については、第一回公開買付価格は、最終的には公開買付者及び第一回公開買付応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、第一回公開買付価格は、第一回公開買付けについての公表日の前々取引日である平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い本公開買付価格(普通株式1株当たり575円)を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、対象者として意見を留保すべきである、また、本公開買付けが実施される場合には、上記(イ)のとおりかかる本公開買付けについても目的は正当なものであり、その買付条件も公正なものであることから、対象者の意見書提出時点の状況に基づく判断として、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同することには合理性があると認められる、もっとも、本公開買付価格は第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントを行った金額となることから、本公開買付けが実施された場合には、本公開買付価格の妥当性に関しては対象者として意見を留保すべきである、(ニ)(a)本取引は、公開買付者において第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けを実施する予定である旨を明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であること、本公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することに特段不合理な点はないと判断されること、本普通株式全部取得手続において裁判所の判断を仰ぐ機会が認められていることなど、本取引を構成する第一回公開買付け、本公開買付け及び本公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体の内容を踏まえると、本取引においては公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていること、並びに、(b)本公開買付価格575円について、第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%(小数点以下第二位四捨五入)のディスカウントを行った価格となるものの、本公開買付価格575円は、上記霞が関監査法人の株式価値算定結果の範囲内であり、かつ同監査法人によるDCF法による株式価値算定結果の上限値である370円に対して55.4%のプレミアムを加えた価格であること、また、直近の一定期間、具体的には、平成24年7月19日までの過去1ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値452円(小数点以下四捨五入)に対して27.2%(小数点以下第二位四捨五入)、平成24年7月19日までの過去3ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値457円(小数点以下四捨五入)に対して25.8%(小数点以下第二位四捨五入)、平成24年7月19日までの過去6ヶ月間の対象者普通株式の普通取引終値の単純平均値510円(小数点以下四捨五入)に対して12.7%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムを加えた金額に、それぞれなることを踏まえると、本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする意見書を提出しているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、対象者は、独立した社外監査役である池田氏による意見書提出後、同意見書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同意見書についても、引き続き有効であると考えているとのことです。

独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会は、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、本取引に関し独立性を有する西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

取締役及び利害関係を有しない監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年7月20日開催の取締役会において、対象者を取り巻く事業環境及び対象者が直面する経営課題等を踏まえると、不良債権市場が縮小し他社との競争が一段と激しくなる中、対象者存続のための安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を迅速かつ効果的に進めていくには、公開買付者とのより強力な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略の策定と実行、並びに機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保が必要不可欠であるものと判断したとのことです。これに加えて、対象者は、上場維持コスト等の負担軽減や管理コストの減少等、様々なメリットを享受できるものと考えているとのことです。

また、対象者は、本公開買付けを含む本取引の実施により、対象者は上場廃止となった場合には、これに伴い、株式市場からの柔軟な資金調達や株式を上場していることに伴う信用といった利益を享受することができなくなる等の不利益を被るものの、本取引が実施されることにより対象者の得ることのできる利益が、本取引が実施されることによるかかる不利益よりも大きいと判断したとのことです。

以上により、対象者は、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は、対象者の企業価値の一層の向上に資するものと判断し、公開買付者を対象者グループのスポンサーとして選任し、対象者の株主にリスクが及ぶことを回避しつつ、機動的かつ柔軟な意思決定体制の確保及び公開買付者の支援に基づき短期的な利益追求にとらわれない中長期的な経営戦略を策定・実行することによって、安定的かつ持続的な収益成長の達成を可能とする事業戦略を構築・実行し、ひいては対象者の取引先、金融機関、従業員等の信用を維持又は回復すること等によって、対象者の事業の立て直しを早期に実現することが、対象者として最善の選択肢であると判断されること、また、このような目的を達成するためには、公開買付者を親会社とし、その100%子会社として事業展開していくことが中長期的に対象者の企業価値の向上を実現していくために有効であると判断されること等から、本公開買付けを経た上で公開買付者の100%子会社となることが対象者の最善の利益に適うと判断したとのことです。さらに、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書における算定結果、上記「独立した社外監査役の意見」記載の独立した社外監査役の意見、並びに、西村あさひ法律事務所及びCDIからの助言を踏まえつつ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行った結果、第一回公開買付けの諸条件についても、対象者の株式を公開買付者が取得することに賛同する意見を表明する上で合理的な条件であると判断したため、取締役全員の一致により、第一回公開買付けに対して賛同の意見を表明することを決議したとのことです（但し、上記取締役会においては、第一回公開買付け価格は、最終的には公開買付者及び第一回公開買付け応募株主の間の合意により決定されたものであり、また、第一回公開買付け価格は、上記のとおり、平成24年7月18日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値、同日までの過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の終値の単純平均値及び平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値のいずれに対してもディスカウントを行った金額となること、及び、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、対象者普通株式の応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、併せて決議したとのことです。）。

さらに、対象者の取締役会は、本公開買付けについても、その目的は正当なものであり、買付条件も公正なものであることから、対象者として同時点においては、本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するべきであること、もっとも、本公開買付け価格は第一回公開買付けについての公表日の前取引日である平成24年7月19日の東証マザーズにおける対象者普通株式の普通取引終値634円に対して9.3%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントを行った金額となることから、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については普通株式の株主の判断に委ねること、並びに、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考え、旨を決議したとのことです。

なお、対象者監査役のうち、社外監査役であり弁護士である松本健吾氏は、その弁護士たる地位においてセブンスーズから報酬金額において一定程度の法律事務を受任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、第一回公開買付価格及び本公開買付価格並びに第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の諸条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加しておらず、また、上記の賛同決議に関する審議及び決議にも参加していないとのことです。上記取締役会決議にあたっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者の取締役会が第一回公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、第一回公開買付けへの応募については対象者の株主の判断に委ねること」、及び同時点においては「本公開買付けが行われた場合には、本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付けへの応募については株主の判断に委ねること」、並びに、「公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であるとする旨を決議すること」について異議はない旨の意見を述べているとのことです。

さらに、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの開始に当たり、対象者は、平成24年8月29日付取締役会決議において、第一回公開買付けの開始後、現時点までの状況を考慮した上で、上記の第一回公開買付け開始に当たっての対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明するべきであること、及び、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねることを、取締役全員の一致により決議したとのことです。また、対象者は、独立した社外監査役である池田氏による意見書提出後、同意見書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、同意見書についても、引き続き有効であると考えているとのことです。なお、第一回公開買付けに際しての意見表明の取締役会決議と同様、取締役会決議に当たっては、対象者監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、上記松本社外監査役を除く監査役全員が当該取締役会に出席し、全員一致で「対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議すること」、「本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については対象者の普通株式の株主の判断に委ねること」に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

公開買付期間を30営業日に設定

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間を30営業日と設定しています。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保とすることが企図されています。

本取引の実施における少数株主の利益への配慮

対象者プレスリリースによれば、本取引は、第一回公開買付け及び本公開買付けという二回の公開買付けを含む構成となっており、この点については、公開買付者からその理由及び第一回公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格である575円を買付価格とする本公開買付けを実施する予定である旨、明確に説明を受けていたとのことです。このように、本取引は、公開買付者において第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として本公開買付けを実施する予定である旨を当初から明らかにすることにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われるとのことです。

また、本取引において公開買付者は、第一回公開買付け及び本公開買付けにより発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、全部取得条項付種類株式を用いたスキームである本普通株式全部取得手続により、発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。そして、公開買付者は、本普通株式全部取得手続において必要となる株主総会については本公開買付けの成立後平成24年12月までに開催することを対象者に要請することを予定しており、本普通株式全部取得手続の対価に関しては、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定する予定です。対象者プレスリリースによれば、実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、本公開買付けの期間に近接した時点を経済的基準日とし、当該基準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、本公開買付けに係る公開買付期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられるとのことです。このため、本公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されるとのことです。

さらに、本普通株式全部取得手続においては、会社法上、買付価格又は取得価格を争う機会が残されております。本公開買付価格、またその後予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。この点に鑑みても、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引を全体としてみた場合、少数株主の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引であり、少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとのことです。

対象者は、公開買付者及び本取引と利害関係のない対象者の社外監査役であり、東証マザーズに独立役員として届出をしている池田勉氏に対し、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引は少数株主にとって不利益なものではなく、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引に係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかという点についても諮問したとのことです。この点について、同氏は、本取引はその構造及び制度等の、本取引全体の内容を踏まえると、少数株主の利益に対する配慮が十分になされたものであり、また、本公開買付価格575円について、株式価値算定結果や当該価格が直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であることを踏まえると本取引は全体として少数株主にとって不利益なものではなく、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされており、合理性があるとする旨を含む、意見書を提出しているとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	株式会社東京証券取引所マザーズ市場						
月別	平成24年 2月	平成24年 3月	平成24年 4月	平成24年 5月	平成24年 6月	平成24年 7月	平成24年 8月
最高株価（円）	871	871	745	730	444	725	580
最低株価（円）	363	511	511	352	378	386	569

(注) 平成24年8月については、平成24年8月29日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】
 【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第11期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月29日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期(第12期中)(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日) 平成24年8月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

提出理由 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動) 平成24年8月27日 関東財務局長に提出

対象者は平成24年8月27日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しています。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです。なお、以下の本文中において、「当社」とあるのは対象者を指し、また、「本公開買付け」とあるのは第一回公開買付けを指します。

1 提出理由

当社の親会社及び主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 親会社の異動（新たに親会社となる会社）

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	ブルーホライゾン合同会社
住所	東京都港区西新橋一丁目2番9号 E Pコンサルティングサービス内
代表者の氏名	職務執行者 滝澤 和政
資本金の額	10万円
事業の内容	当社の発行済株式及び当社に対する貸付債権を取得及び保有すること

(2) 当該異動の前後における当該親会社の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0.0%
異動後	1,404,660個	82.0%

- (注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が平成24年8月14日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主等の議決権の数(1,712,440個)を分母として計算しております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第二位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

ブルーホライゾン合同会社により、平成24年7月23日から平成24年8月17日までを公開買付期間として実施されておりました、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が平成24年8月17日をもって終了し、当社の普通株式1,404,660株の応募があったため、同社の所有する議決権数は1,404,660個（総株主等の議決権に対する割合82.0%）となり、当社の総株主等の議決権に対する所有割合が50%超となるため、同社は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項及び同条第4項第1号に規定する当社の親会社に該当することとなります。

異動の年月日

平成24年8月24日（本公開買付けの決済開始日）

2. 主要株主の異動

(1) 当該主要株主の名称

新たに主要株主となるもの	ブルーホライゾン合同会社
主要株主でなくなったもの	株式会社インデックス
	CBSフィナンシャルサービス株式会社
	NISグループ株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

ブルーホライゾン合同会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前		
異動後	1,404,660個	82.0%

株式会社インデックス

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	312,500個	18.2%
異動後	0個	0.0%

CBSフィナンシャルサービス株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	312,500個	18.2%
異動後	0個	0.0%

NISグループ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	252,278個	14.7%
異動後	0個	0.0%

- (注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」の計算においては、当社が平成24年8月14日に提出した第12期第1四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主等の議決権の数(1,712,440個)を分母として計算しております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点第二位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成24年8月24日(本公開買付けの決済開始日)

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	3,036百万円
発行済株式総数	1,732,440株
(内訳) 普通株式	1,712,440株
第1回第一種優先株式	20,000株

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

ニッシン債権回収株式会社

(東京都千代田区九段南四丁目 2 番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【その他】

該当事項はありません。